

保安林内の許可申請が変わります

- 森林法施行規則改正に伴い、**保安林内伐採許可申請等の添付書類**について、**普通林同様、統一的な運用に見直されます。**
- 書類の添付は義務となりますので、**該当する場合には、必ず添付をお願いします。**

添付書類

具体的な内容

森林の位置図・区域図

申請対象の森林の位置および伐採等の区域がわかる図面

申請者の確認書類

個人：氏名・住所がわかる書類（運転免許証など）の写し
法人：法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類

他法令の許認可関係書類

該当する場合のみ

申請対象の森林の伐採等に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類（許認可後の場合は許可書の写しなど）

土地の登記事項証明書等

土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど土地所有権があることがわかる書類

伐採等の権原関係書類

申請者が土地所有者でない場合

立木の売買契約書など申請者が伐採等を行う権原を有することがわかる書類（書類がない場合、同意書に経緯を記載）

隣接森林との境界関係書類

伐採等の区域に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類

以下のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。

- ① 単木的な伐採など境界に隣接しない場合
- ② 境界杭などにより境界が明らかな場合
- ③ 申請後、伐採前に境界確認を実施することを誓約書などで明らかにした場合

知事が必要とする書類

植栽関連資料